

【eMAFF 申請】 関税割当申請ページの公開日時、申請開始日時について

各手続きの申請ページの公開日時、申請開始日時についてお知らせします。

1 関税割当公表において、申請開始日より前に申請ページの公開日が定められている手続き

(1) 対象手続き：下記品目の第2回、第3回申請手続き

- ・ 日 EU・EPA TRQ-23 (バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳)
- ・ CPTPP TWQ-JP9 (バター)
- ・ CPTPP TWQ-JP10 (脱脂粉乳)
- ・ CPTPP TWQ-JP11 (粉乳及びバターミルクパウダー)

(2) 令和8年度の申請ページの公開日時等

申請ページ公開後、申請開始日までは、申請者は、新規申請の入力・修正、一時保存までができます。申請開始日以降に手続を提出(新規で入力して提出又は事前に一時保存しておいたものの提出)することが可能になります。

	申請ページの公開日時	申請開始日時
第2回申請	6月24日(水) 午前0時00分00秒	7月1日(水) 午前0時00分00秒
第3回申請	8月26日(水) 午前0時00分00秒	9月1日(火) 午前0時00分00秒

申請ページで「申請」ボタンをクリックした後に修正が必要になった場合は、申請を取り下げて再申請する必要があります。この場合、再申請した日時が申請日時となります。

2 1以外の品目

関税割当公表に定める申請期間(関税割当申請書等の提出期間)の開始日の午前0時00分00秒に申請ページが公開されます。